



地域の課題解決のための 地域運営組織に関する有識者会議 第3回

地域運営組織の法人格について

2016年4月20日

認定NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

理事 池本桂子

法人格の検討ポイント3点の提案

検討1. 現行の法人制度の活用を促進

検討2. 現行の法人制度の改善点を検討



検討3. 新たな法人制度の必要性を検討

提案の背景1

- 地域の課題解決に取り組む組織の形態は、任意団体、または様々な法人格など、多様である。
- 協議と実行についても、両者一体となった組織、協議と実行が分離している組織、両方ある。
- 既存の自治会、地域協議会、行政、議会等との関係も様々である。

提案の背景2

- 地域を運営する自主組織を、このタイミングで、ひとつの法人制度にまとめることが必要か？
- 多様性を損ねることは、かえって地域の自主的な力を削ぐことにつながらないか？
- 守りの自治と、攻めの自治の役割、相互補完についてより踏み込んだ議論が必要ではないか？

提案の背景3

- また、その議論の結論を得て、すぐに新しい法人制度が動き始めたとしても、新たな制度が社会に根付くまでには、それなりに時間がかかる。
- それまでの間は、多様な現行の組織形態を使いこなし、活動の効果を高めていく必要がある。
- 様々な選択肢から、適切な法人格を選ぶ力。選択した法人格を使いこなす力が求められている。

法人格の検討ポイント3点

- 検討1. 現行の法人制度の活用を促進。

- ⇒ 現行の法人制度でできることを、更に周知。

- 地域の士業や中間支援による相談対応の機会。

- 検討2. 現行の法人制度の改善点を検討。

- ⇒ 各省庁の検討の様子を再整理？

- 検討3. 新たな法人制度の必要性を検討。

- ⇒ 地方自治制度を俯瞰する、活発な議論を期待。

検討1. 現行法人制度の活用促進



- NPO法人について
- 認定NPO法人について
- 条例指定制度について
- 社員の資格制限について
- 市町村への権限委譲について
- その他の経営支援施策について

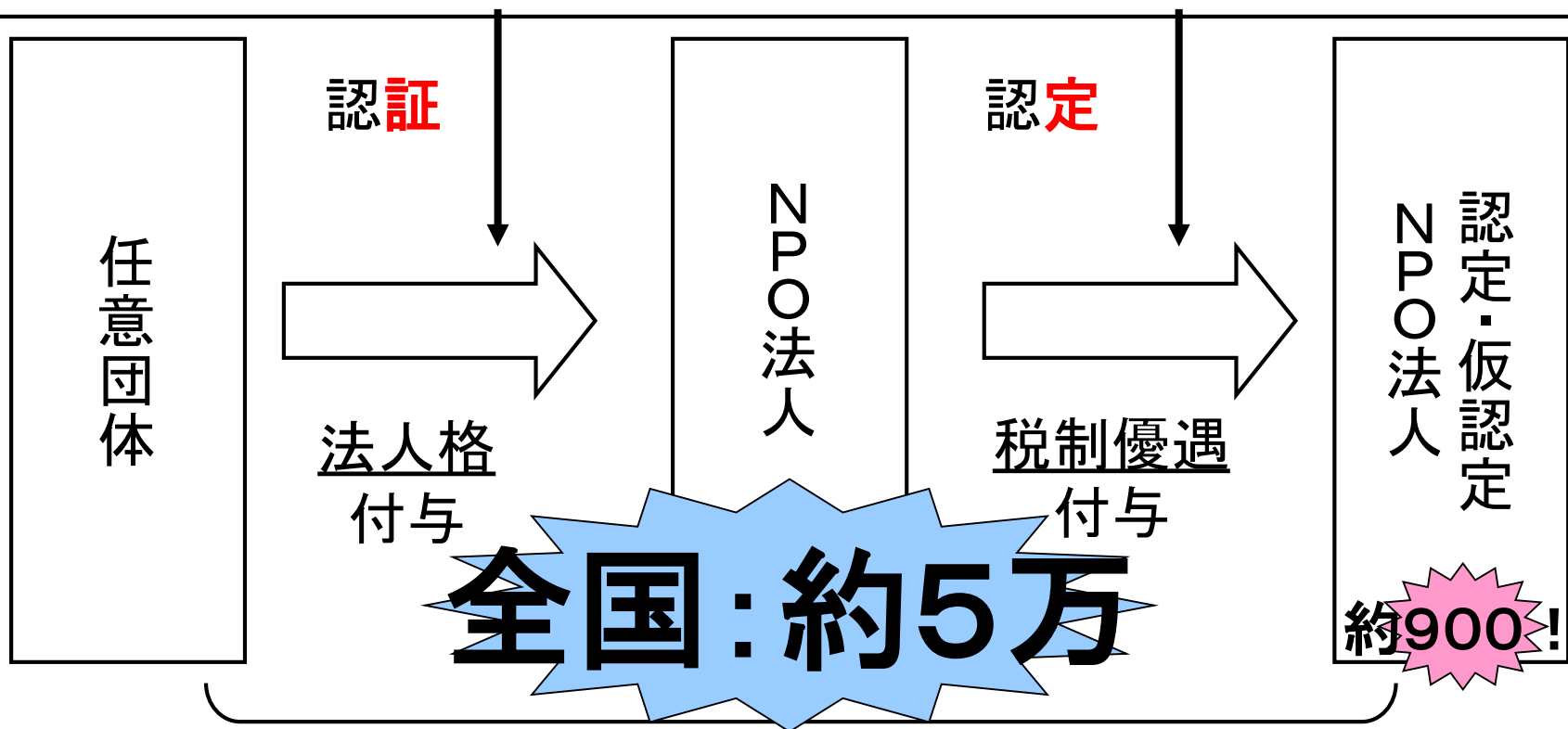
地域運営組織におけるNPO法人の活用状況

- 全国の1/4の市町村に1600を超える組織がある。
- 8割を超える市町村が必要性を認識。
- 全国地域運営組織の約7割は任意団体。
- 残り約3割の大半がNPO法人。
- 主な活動は、高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買物支援など。
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料で、財政基盤が脆弱。

(暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書H27.3総務省)

NPO法人制度

所轄庁：都道府県・政令市（全国67）



国：特定非営利活動促進法（NPO法）施行令・規則

所轄庁：NPO法施行条例・施行規則

認定NPO法人の優遇税制4つ

<寄付者が受けるメリット>

- 個人の寄付金控除（所得控除、税額控除）
- 法人の寄付金特別損金算入
- 相続財産寄付の非課税

<認定NPO法人が受けるメリット>

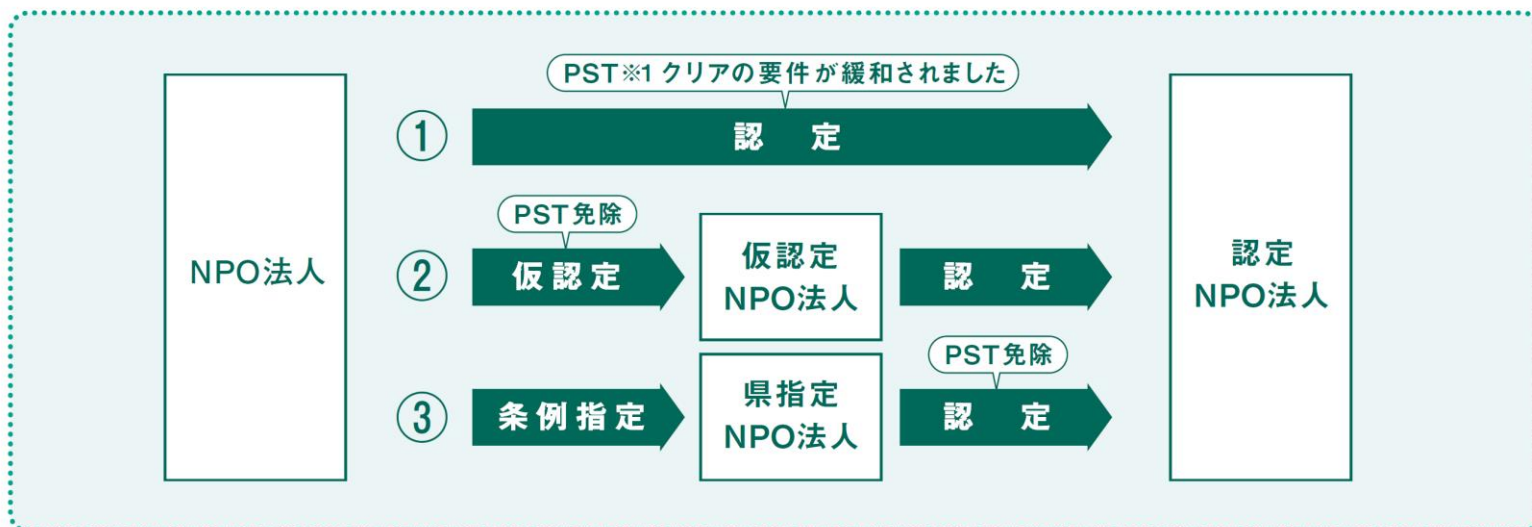
- みなし寄付金（認定NPO法人自身の法人税等）

⇒ 詳細は、別添配布のパンフレットご参照ください。

「寄付税制 徹底解説！もっともっと寄付税制と認定NPO法人を活用しよう!!」

認定 NPO 法人への3つの道

新しい制度によって、認定がとりやすくなっています。自分の団体に合ったルートで認定取得を目指しましょう！



※1 パブリック・サポート・テスト（PST）とは幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストです。これまで 認定取得の最大の関門と言われてきました。

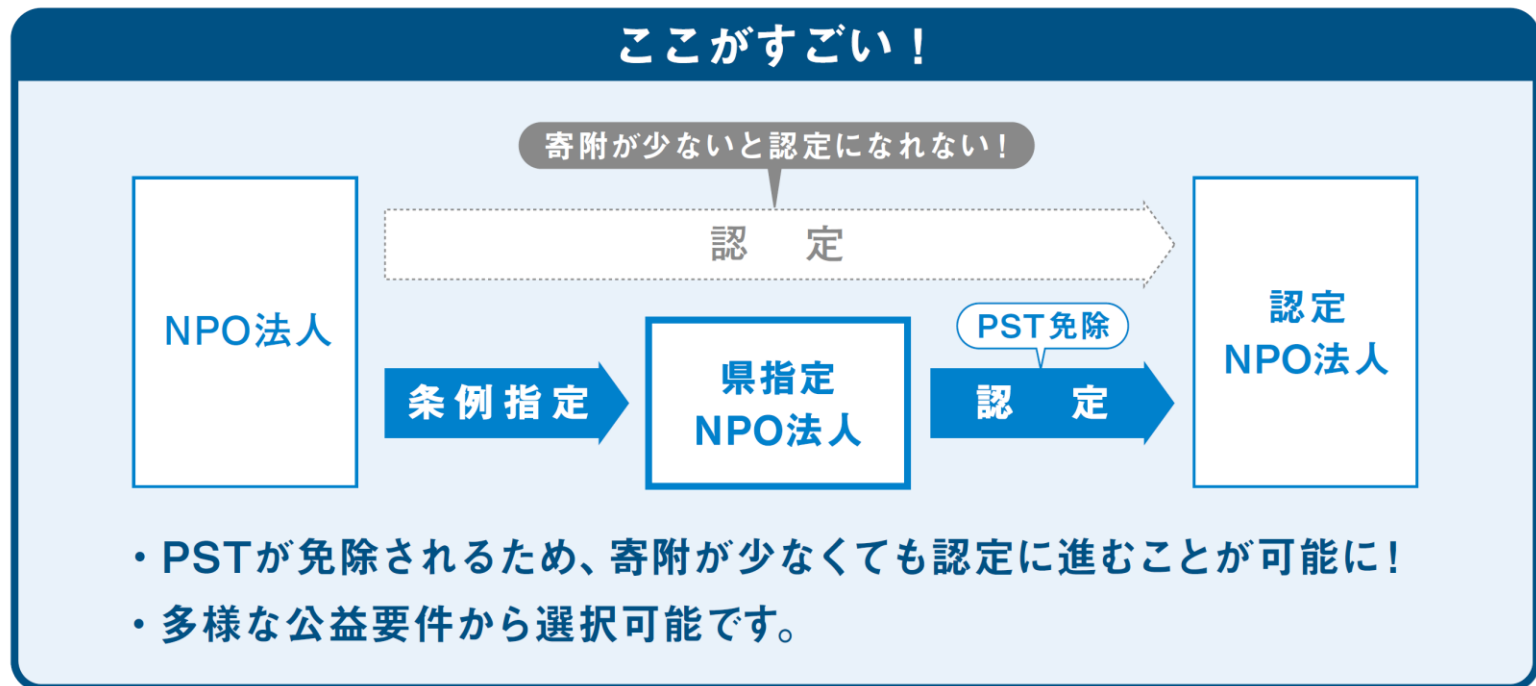
「認定」と「仮認定」の比較

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
申請資格	すべてのNPO法人 ※ただし設立後1年を超える期間を経過	設立後5年以内の法人
要件等	8つの基準をすべて満たしている 欠格事由に該当しない ※寄付者名簿の作成・添付が必要 (条例個別指定基準の場合除く)	PST以外の7つの基準を満たしている 欠格事由に該当しない ※寄付者名簿の作成・添付は不要
実績判定期間	直近の2事業年度(初回) 直近の5事業年度(初回以外)	直近の2事業年度
有効期間	認定の日から5年間 ※5年ごとの更新制	仮認定の日から3年間 ※仮認定は1回限りで更新制度は無い
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度 枠の拡大 ③相続人が寄付した場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄付金	①、②は本認定と同じ ※税額控除も適用される ③の寄付した相続財産の非課税と④のみ なし寄付金は適用なし ※仮認定後、認定に移行できなくても寄付 金控除利用者への課税などペナルティはな い

条例指定制度1（神奈川県条例指定制度パンフレットから引用）

■ 県指定NPO法人になることのメリット①：認定NPO法人への新たなルート （認定取得のルートが広がりました）

県条例で個別指定を受けたNPO法人は、認定NPO法人の申請の際に、パブリックサポートテスト（PST）が免除されます。



条例指定制度2（神奈川県条例指定制度パンフレットから引用）

■ 県指定NPO法人になることのメリット ②：

神奈川県民の寄附者が税制優遇を受けられ、寄附促進につながります

県指定NPO法人への寄附者の個人県民税が寄附金控除の対象となり、寄附金の4%が税額控除されます。市町村の指定による市町村民税の税額控除（6%）も受けると、合計で10%、さらに、認定NPO法人になると、所得税の税額控除を選択した場合、所得税について寄附金の40%が税額控除対象となり、最大50%の税額控除が受けられることになります。（P.5 参照）

その他にも、県指定制度にチャレンジすると、経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がしっかりすることや、情報公開を進めたり、適切な業務運営を行うことで社会的な信用が高まるなど、さまざまなメリットがあります。

条例指定制度3（神奈川県条例指定制度パンフレットから引用）

① 県内で活動するNPO法人であること

 *『県指定NPO法人制度(制度の概要)平成24年3月』P.3 ③-(1) 参照

- ☐ 県内で活動するNPO法人です。

② 2つの公益要件【Ⅰ:活動内容について／Ⅱ:活動実績について】を満たすこと

 *『県指定NPO法人制度(制度の概要)平成24年3月』P.3 ③-(2),(3) 参照

【公益要件Ⅰ：活動内容について】

《A》不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

以下の両方に該当しています。

- ☐ (1) 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の1/2以上です。
- ☐ (2) 利益を受ける県民が存在します。

《B》事業が地域の課題の解決に資するもの

法人の活動が以下のいずれかに該当しています。または両方の事業費の合計額が総事業支出額の1/2以上です。

- ☐ (1) 行政の計画、施策の方向性に沿うものです。
- ☐ (2) 地域の住民等の要望に対応するものです。

法人の活動地域を含む行政の長等へ提出された、100人以上の活動地域の住民等からの要望書などにより確認。

条例指定制度4

- 条例指定制度経由で認定NPO法人となる場合、
認定基準のうち、公益性＜共益性となっていないかを
図る基準が一部緩和されることも、大きな魅力。

⇒ 都道府県または市区町村が条例指定したNPO法人については、共益性の判断基準のひとつである“特定の範囲の者”から、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

優遇税制では条例指定制度の活用が鍵

- 各自治体が公益性をはかる基準を独自に設定可。
 - 地域で活動するNPOが認定を取得しやすくなる。
 - 条例指定制度を実施している自治体数は143。
 - 条例指定をうけている法人は全国で297法人。
 - 以上2015年12月31日現在の数値。内閣府調査。
-
- 内閣府の調査をもとに、関心を示す自治体が増えたと聞いている。条例指定制度の活用が期待される。

組織の要:社員の資格制限1

●社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、社員の資格における「不当な条件」に当たるか？

⇒内閣府NPOホームページ Q&A 2-1-9によると

●その制限が事業内容等との関連から見て合理的なら「不当な条件」に当たらない場合もある。

●しかし、一切拒否するのであれば、事業内容によっては不当な条件とならざるを得ない。

●各地域の実情を踏まえて柔軟に運用している。

組織の要:社員の資格制限2

- 内閣府NPOホームページ Q&A 2-1-9回答欄には、地域内で活動している主なNPO法人の例が蓄積されている。
- 内閣府と所轄庁によって毎年開催されているブロック会議での議論の積み重ねも公開されている。
<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-tetsuzuki#Q2-1-9>
- これらの知見に学び、地域住民が中心となって設立するガイドができると、地域運営組織の法人格取得検討に役立つのではないか。

市町村への権限委譲

●NPO法人の設立認証、定款変更認証、各種届出受理（役員変更、認証不要な事項に係る定款変更、解散・清算終了等）、事業報告書等の受理、法人に対する監督等について、各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合がある。地方分権の観点から積極的に行っているところも少なくない。

●窓口が市町村だと、より近しい距離で組織の運営を認識しやすくなり、信頼関係も結びやすくなるのではないか。

その他の経営支援施策1

●信用保証制度がNPO法人にも解禁

2015年10月、中小規模のNPO法人に、信用保証制度の利用が解禁された。スピード感をもった資金調達の方法として「融資」の加速に期待が高まっている。

⇒ 参考URL

●全国信用保証協会連合会 関連ページ

<http://www.zenshinhoren.or.jp/news/2015/10/01-171033.html>

●中小企業庁 関連ページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2015/150807hosyo.htm>

その他の経営支援施策2

●政策金融公庫「ソーシャルビジネス支援基金」

NPO法人が受けられる融資。NPO法人でなくても、次の(1)(2)のいずれかの事業を営む場合に、融資を受けられる。(1)保育や介護サービス事業等(2)社会的課題の解決を目的とする事業。

⇒ 参考URL

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/socialbusiness.html>

これらの他にも、様々な中小企業応援施策が、NPO法人に適用されるようになってきている。

検討2. 現行の法人制度の改善点を検討

- 各省庁の取り組みを再整理？



各省庁等で、法人格の検討が相次いでいる

- 総務省 地域運営組織

NPO法人、合同会社、認可地縁団体等多様な形態

- 経済産業省 ローカルマネジメント法人

- 厚生労働省

非営利新型法人(地域連携型医療法人)制度

社会福祉法人改革

- 農林水産省 地域マネジメント法人

- 小規模多機能自治推進ネットワーク

スーパーコミュニティ法人

など多数

検討結果の総合的整理？

●全体的な流れ

人口減少が続く中、地域の暮らしに関わる事業を誰がどう担うのか、という文脈で、既存の法人制度活用または改善、あるいは新法人制度や新認定制度が、それぞれ盛んに検討されている。

●両輪で進める

既存の法人制度の周知および改善で迅速に対応すべきことと、新しい法人制度や認定制度の必要性を議論し、その必要に応じて整えていくこと、両方大切。両輪で進めてはどうか。

検討3. 新たな法人制度の必要性を検討

- 新たな法人制度、あるいは認定制度？



有識者会議等で活発な議論を

- 地域の課題を解決する、地域運営組織は、
 - ・ 既存の自治会等と相互補完しながら、協議と実行を兼ねる方向を目指すのがよいか？あるいは、主に実行組織の役割を期待していくのがよいか？
 - ・ それともまったく新しい自治のあり方を目指していくのか？その場合、既存の自治会、行政、議会等との関係をどう位置づけるか？

ご専門の先生方の活発な議論の時間を確保して頂くよう、お願い申し上げます。



地域の課題解決のための 地域運営組織に関する有識者会議 第3回

ご清聴ありがとうございました。

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
理事 池本桂子